

《参考資料》

姫路駅北にぎわい交流広場について

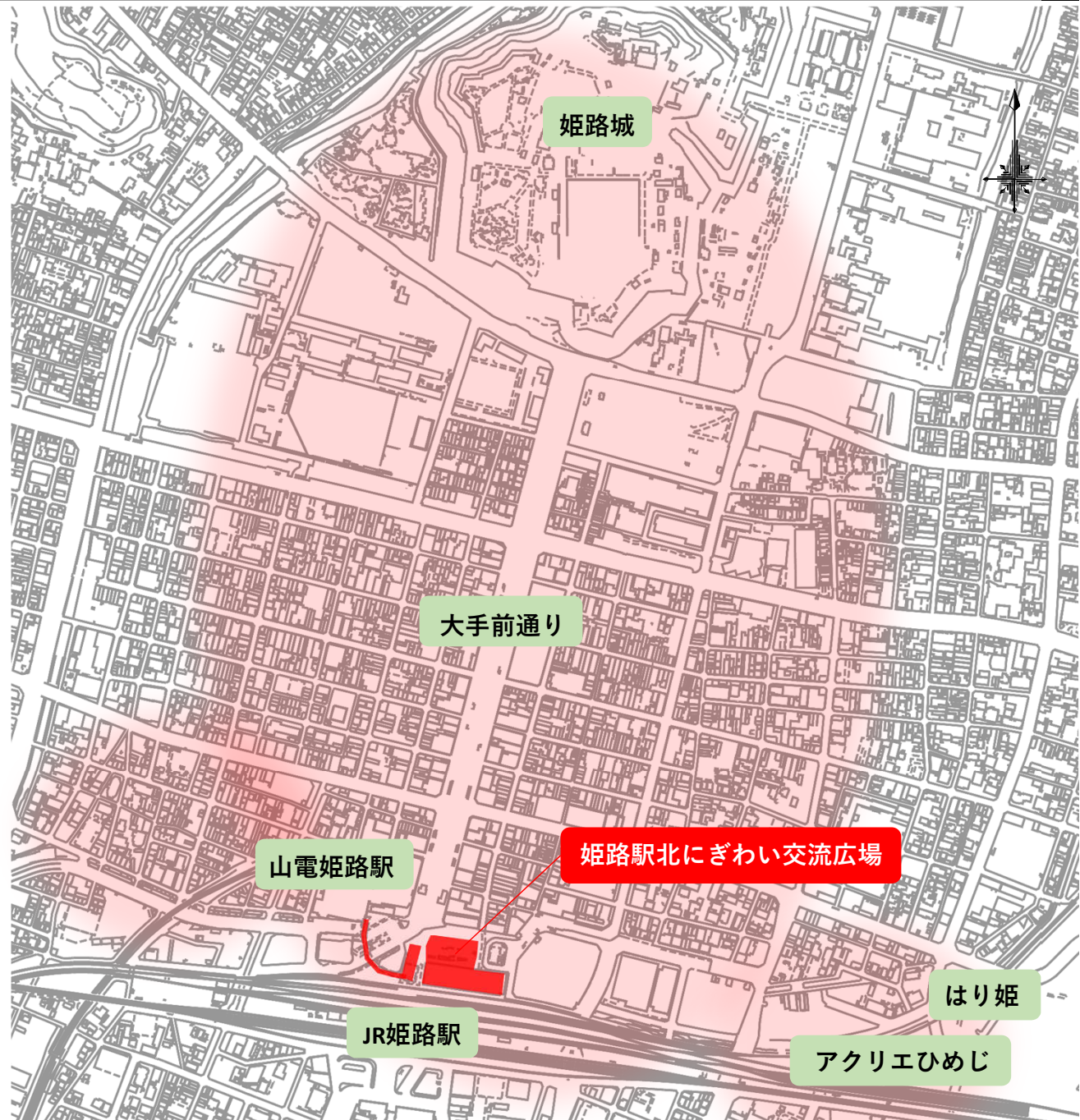
令和7年（2025年）5月

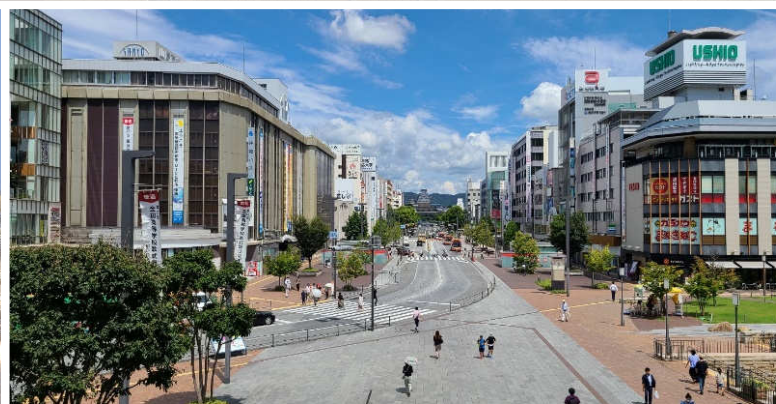
姫路市 観光経済局

産業振興課

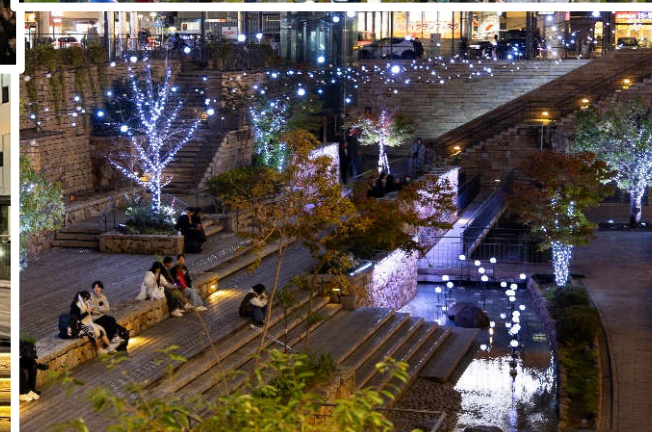
広場の設置目的

「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」として市民にくつろぎとにぎわいの空間を提供し、もって市民相互の交流及び中心市街地の活性化に寄与すること



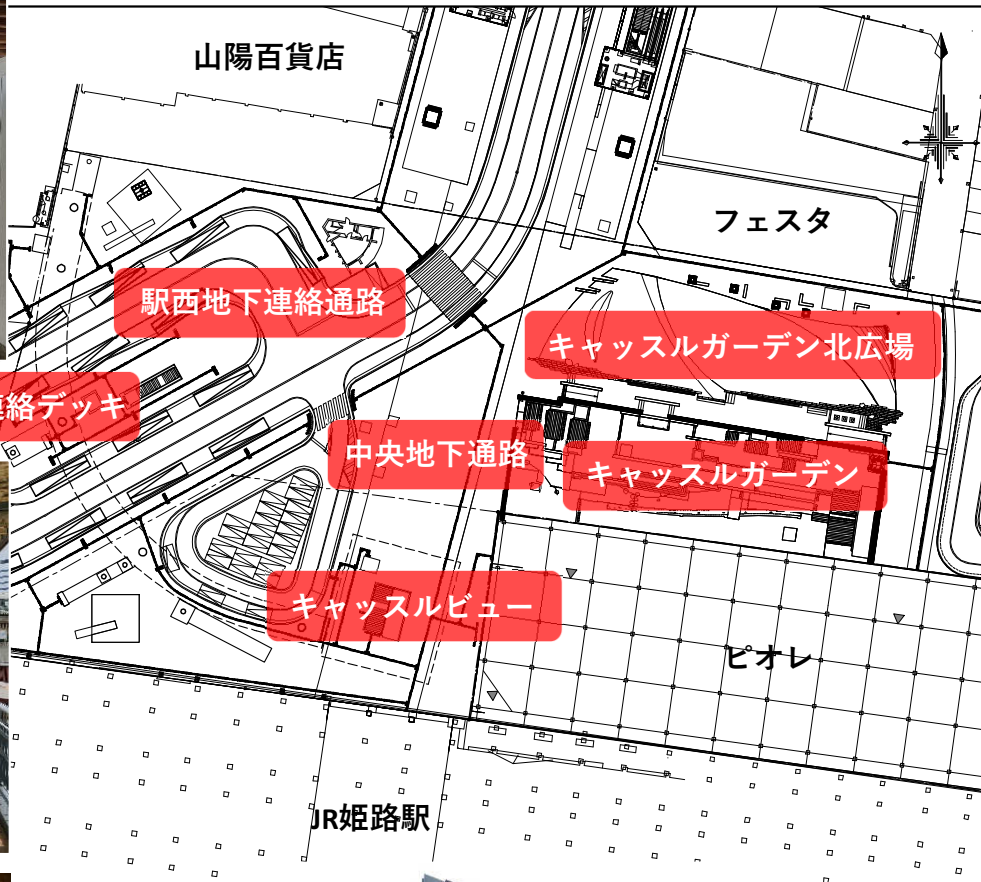


姫路駅北にぎわい交流広場施設利用状況





駅西地下連絡通路



キャストルガーデン北広場



連絡デッキ



キャストルガーデン



中央地下通路



キャストルビュー



キャストルガーデン

姫路駅北にぎわい交流広場条例（施行期日：平成27年4月1日から施行）

（使用許可）

第6条 次の各号に掲げる施設の全部又は一部を、それぞれ当該各号に定める行為を実施する目的で占有使用をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）キャッスルガーデン、キャッスルガーデン北広場及び中央地下通路

ア 不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。（販売行為のあるイベント）

イ 不特定多数の者を対象に興行をすること。（入場料を徴収するイベント）

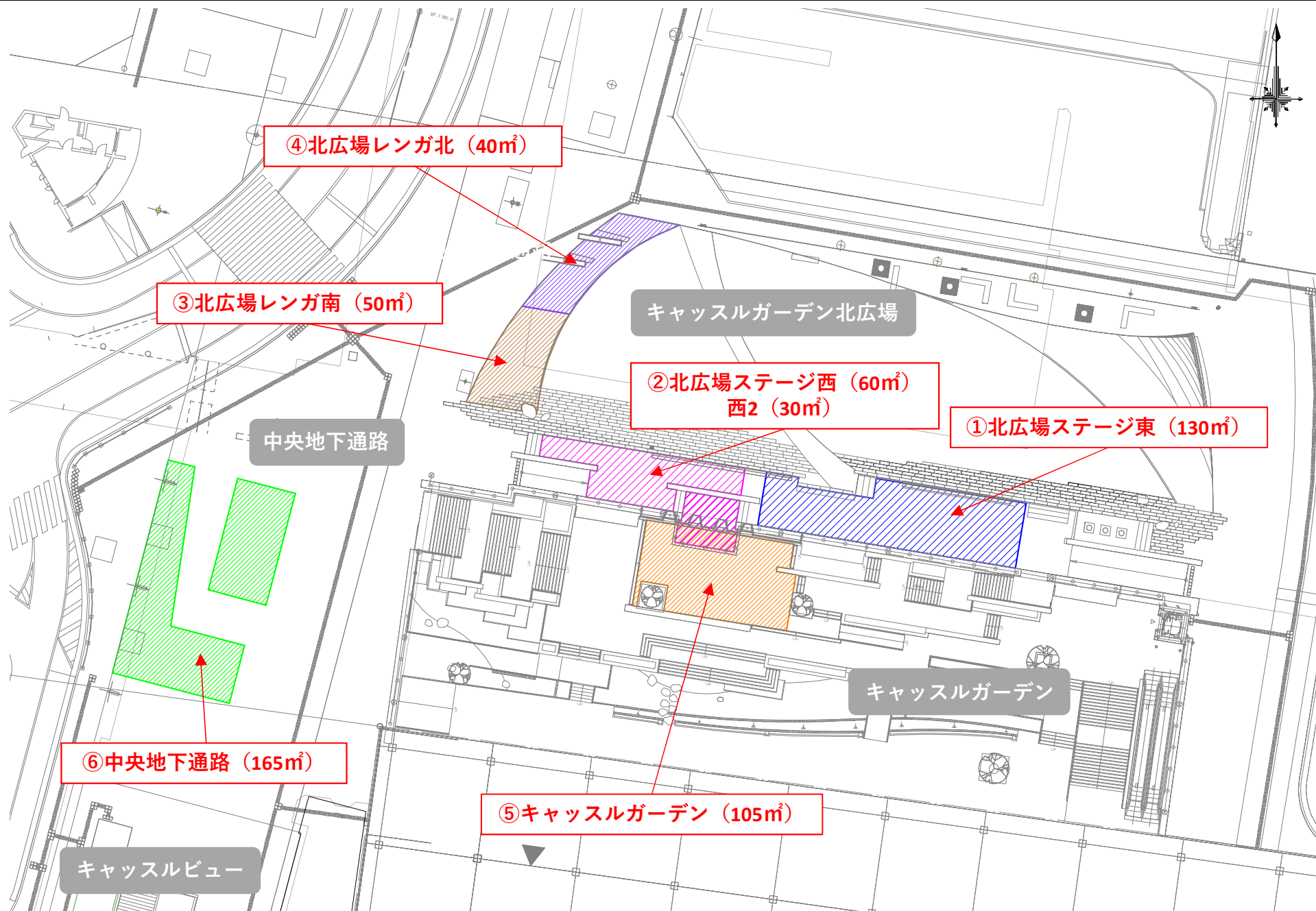
ウ 公益的な募金その他これに類する行為をすること。（募金活動）

エ 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。（販売行為のないイベント）

オ 広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。

（2）キャッスルビュー及び連絡デッキ

公益上必要と認められる行為（物品の販売その他の営利行為は除く。）



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
使用許可 件数 (件)	232	311	392	379	381	318	256	482	429
使用料 (円)	4,381,015	4,997,155	5,132,055	5,447,160	4,694,300	3,625,130	2,849,605	4,757,177	4,697,277

※R2、R3は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による使用停止期間あり

